



ソーラーシェアリングの 現在地

新しい農村風景が見えてきた

ソーラーシェアリングは、もう決して特別なものではない。これからの農村の“あたりまえ”が、そこにある。

取材・文／藤野公則

ソーラーシェアリングの一例。アウトドア衣料品大手パタゴニアによる投資案件。運営は市民エネルギーちばが担う。出典：パタゴニア日本支社

FIT全量売電も可能

FIT制度の抜本的見直しにより、低圧（10kW以上50kW未満）の野立て太陽光発電所を新規に設置することは極めて困難となった。FIT認定に際して、発電した電気の一部（30%以上）を自家消費することが要件に加えられたからだ。

一方で、一定の条件をクリアしたソーラーシェアリング（営農型太陽光発電）は例外とされ、自家消費要件は免除された。2020年度に新設した低圧案件でも、FITによる全量売電を行うことができる。全量FITのための条件とは、農地の一次転用において、いわゆる「10年許可」が認められた設備であるということだ。10年許可については後述する。

こうした制度改革もあり、いまソーラーシェアリングには、これまでになく多方面から関心が寄せられている。さて、ソーラーシェアリングは、現在どこまで進んでいるのか？その先の可能性は？

日本各地に約2000件

農林水産省が、2013年に、農地における太陽光発電の扱いを

明確化する通知を发出し、ソーラーシェアリングを実質的に許可してから7年。すでにソーラーシェアリングは日本各地に広がり、その数は2018年度末時点で約2000件、560haの農地で導入されている。

同省では随時、ソーラーシェアリングの導入状況について調査を行っており、今年3月に最新詳細調査（2018年度末現在）の結果を発表した。それによると2013年以降、ソーラーシェアリングの件数は毎年増加傾向で推移してきたが、2017年度には前年度比で減少。2018年度には再び増加し、過去最高の481件が許可された。

「10年許可」が42%

過去の調査で、「ソーラーシェアリングによって営農に支障があった事例の発生割合は、担い手（※）が営農している場合には非常に少なかったこと」、「ソーラーシェアリングが荒廃農地の再生に貢献していること」などが明らかになっている。

これを踏まえて2018年5月には、担い手（※）が営農する場合や荒廃農地を活用する場合には、ソーラーシェアリングに

必須となる農地の一次転用の期間を、「3年許可」から「10年許可」に延長する改正が行われている。今回の調査では、2018年度末時点で、10年以内の一時転用許可の要件を満たすものが、全体の42%（795件）に上っていることが明らかになった。

営農に支障が11%

一方で、太陽光発電設備の下部農地において、営農に支障が出ているケースも11%（208件）存在している（2018年度）。支障の内容をみると、単位面積あたりの収穫量が減少しているもの（営農者に起因）が内53%（111件）と最も多い。

このような発電に支障があるケースに対しては、改善措置を講ずるよう指導が行われる。事業者がこの指導に応じない場合は、最終的に設備の撤去等の命令を行うとされているが、この命令の事例は今のところない。

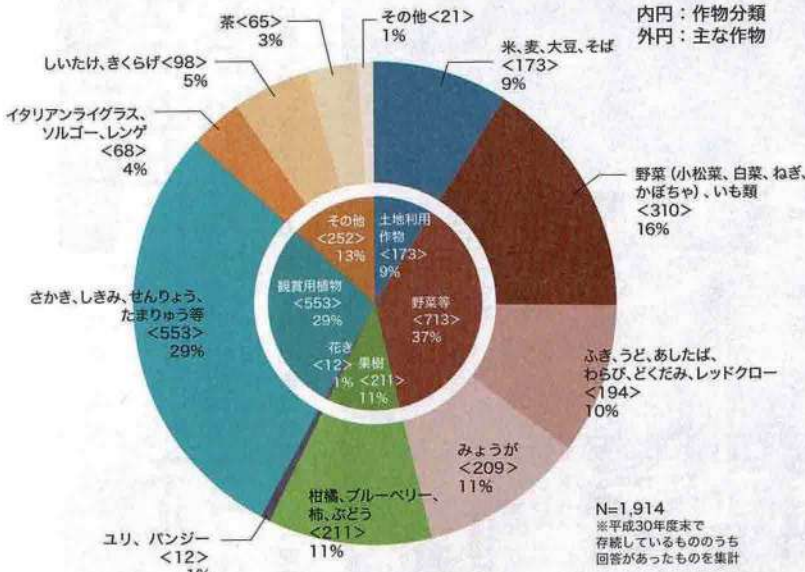
69%が栽培作物を変更

下部農地での栽培作物は、表のとおりだ。作物の分類としては、野菜等が37%（713件）と最も多く、次いで観賞用植物が29%

(553件)、果樹が11%(211件)と続く。

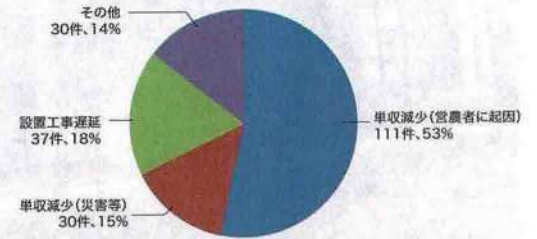
作物別にみると、さかき、しきみ等が29%(553件)、みょうが、ふぎ、あしたば等が21%(403件)となっており、太陽光パネルにより遮光することを前提とした特徴的な作物が多く栽培されている。なお、太陽光パネルの設置にあたり栽培作物を変更したケースは、全体の69%(1324件)に達している。

●下部農地での栽培作物



出典：農林水産省

●営農への支障の内容(2018年度)



農林水産省

非F-T対応プロジェクト

営農型太陽光発電システムフル活用事業

ソーラーシェアリングは、F-T認定の抜け穴ではない。「農業×電力」という原点は揺るぎない。

農業経営の高度化に向けて

10年許可対象のソーラーシェアリングには、低圧規模であっても、全量F-Tが引き続き適用されることを冒頭で述べた。とはいえ、将来的にはF-Tからの自立が求められることは、他の太陽光と変わらない。

農林水産省は近年、ソーラーシェアリングへの支援を幅広く行っているが、今年度からスタートした「営農型太陽光発電システムフル活用事業」は、敢えてF-T制度を利用しない「非F-T」の取り組みを後押ししようとするものだ。この事業では、ソーラーシェアリングで発電した電気を農業経営の高度化のために使用し、ソーラーシェアリングのメリットを営農面でフルに活用するためのモデル構築を図っていく。

2020年度はまず、路地の畑地で電動農業機械を導入する取り組みや、施設栽培において環境制御装置を導入する取り組みを対象とした実証調査を行っている。

2021年度は、これに加えて、水田での調査が実施される予定だ。農林水産省としては、これから実証調査を通じて得られた情報や成果を整理し、ソーラーシェアリングでつくった電気を自家消費するための手引きを作成し、全国への展開を進めていきたい考えた。

地産地消型の取り組みを

農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課再生可能エネルギー室室長の川中正光氏は、同事業の背景を次のように述べている。

「太陽光発電は、これまではF-T制度を背景に拡大してきたおり、営農型太陽光発電の導入拡大も同様であると受けとめている。現在の全量売電のみの営農型太陽光発電の取り組みから、今後は各地の農地で発電した電気を自らの農業経営の高度化に活用する自家利用型や地産地消型の営農型太陽光発電の仕組み作りが求められている。このため、今年度から営農型太陽光発電システムフル活用事業をスタートした。」

●実証調査の対象



出典：農林水産省



電力需要家

服を売るだけじゃない!? パタゴニアがソーラーシェアリングに参画

渋谷ストアの電気は、ソーラーシェアリングから。発電事業に参画して、再エネ100%を目指す。

地球を救うためのビジネス

ソーラーシェアリングに関心を寄せているのは、発電事業者や農業関係者だけではない。電力の大

口需要家である一般企業のなかにも、ソーラーシェアリングに参画するところが出てきている。アウトドア衣料品のグローバル企業、パタゴニア（本社・米国）もその1社だ。同日本支社に聞いた。



パタゴニア渋谷ストアの店内 出典：パタゴニア渋谷ストア

パタゴニアは、「私たちは故郷である地球を救うためにビジネスを営む」をミッションステートメントとして掲げ、2025年までに「サプライチェーンを含む事業全体でカーボン・ニュートラルを達成すること」を目指している。

その戦略として重視しているのが、再生可能エネルギーへの転換だ。

具体的には、「2020年末までに、世界的に所有・運営している場所で使用する電力の100%を再エネから調達する」。これを実現するために日本支社では、運営効率を高めて省エネルギーに努めるとともに、一部店舗に太陽光パネルを設置して自ら再エネ電力を生みだしている。電力会社についても、再エネ比率の高いところに積極的に切り替えてきたという。

千葉県匝瑳市から始まった

そうした流れのなかで、パタゴ

ニア日本支社は、米国本社とも検討を重ねた上で、ソーラーシェアリングの新規プロジェクトに投資することを選択した。2018年には、試験的プログラムとして投資した、市民エネルギーちばの運営する50kWソーラーシェアリング発電所（千葉県匝瑳市）が運転を開始。発電した電気は、みんな電力のブロックチェーン技術を活用して、国内最大規模の直営店であるパタゴニア渋谷ストアで使用している。

この成功を受けて、さらに、

市民エネルギーちばが運営する360kWプロジェクトに参画。西日本でも、有機農家である坪口農事未来研究所が運営する4基合計269kWのプロジェクト（兵庫県豊岡市）に参加している。

環境面でのベネフィット

パタゴニア日本支社は、ソーラーシェアリングの意義を次のように話す。

「ソーラーシェアリングは、再エネの生成に加え、有機農業との組み合わせによって、二次的、三次的に、地域社会をして環境面でのベネフィットをもたらします。また、大規模な森林伐採などの自然破壊を伴うメガソーラー発電プ

ロジェクトと異なり、既存の農地を活用することで地域社会や生態系に対する影響を最小限に抑えたプロジェクトです。

その上で、クリーンな電気を生成することで化石燃料への依存を減らし、健康的な食糧の供給と農村地域の雇用を生み出すことが可能なソーラーシェアリングは、とても望ましい仕組みだと思います。

顧客への発信力も向上

ソーラーシェアリングは社員教育にも役立つ。パタゴニアでは、コロナ禍の前には、社員グループによる現地訪問も行われていた。「ソーラーシェアリングや背景にあるエネルギー問題のレクチャーを受けた後に、農業やパネル設置などを体験することで、社員の意識が向上するとともに、店舗においてはお客様への発信力が高まった」とのことだ。

ソーラーシェアリングの一層の普及に向けて、電力需要家である一般企業の理解と参画は大きな力となる。パタゴニア日本支社の取り組みは、その先駆けとして評価されるものだ。これからの成果にも注目していきたい。